

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和2年8月25日(火)
会議時間 10時00分開会 11時29分開会
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 鈴木孝寿
副委員長 : 口田邦男
委 員 : 中島里司、奥秋康子、高橋政悦
議 長 : 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長 : 田本尚彦、次長 : 宇都宮学
- 5 説明員 副町長 : 山本 司
総務課長 神谷昌彦、総務課長補佐 野々村徹、行政管理係長 尾田和哉
- 6 議 件
(1) 令和2年 第6回町議会定例会の運営について
① 予定議案等(町・議会)の説明
② 審議方法等について確認
③ 会期日程の確認
④ 陳情、請願、意見書等について
(2) 議会モニター会議の開催について
(3) 議員研修について
(4) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長（鈴木孝寿）：おはようございます。残暑厳しい折、本日、第6回の定例会に向けた議会運営委員会にご参集いただいたことを感謝申し上げます。

只今より、議会運営委員会を開会する。それでは、これより議事を進めさせていただきたいと思う。議件については、皆様のお手元にあるとおり順次進めさせていただきたいと思う。

（1）令和2年第6回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の説明

委員長：まず初めに、令和2年第6回町議会定例会の運営について、予定議案等の説明を、本日、執行者側から来ていただいているので御説明をいただければと思う。よろしく願います。副町長。

副町長：では、9月定例会の提案議案等について説明をしていく。

委員長：どうぞ、座って。

副町長（山本 司）：（町提出議案等説明）

報告第1～2号 健全化判断比率・資金不足比率報告

認定第1号～6号 各会計決算認定

議案第81号～82号 条例の一部改正2件

議案第83号～86号 令和2年度各会計補正予算4件

議案第87号 物品の取得

議案第88号 過疎地域自立促進市町村計画の変更

議案第89号～91号 組合規約の変更

議案第92号 固定資産評価審査委員会委員の選任

行政報告 農作物の生育状況等

報告である。まず、報告を2件予定している。例年、地方財政健全化法の規定に基づく報告をさせていただいている。報告第1号として、健全化判断比率の報告、報告第2号として、資金不足比率について算定表並びに監査委員の意見書を添付し報告する。

続いて、決算の認定である。令和元年度の決算認定について、認定第1号の一般会計から認定第6号の下水道事業会計までの6会計について審議をお願いする。

続いて、条例の制定等である。条例の一部改正2件を予定している。簡単に改正

等の内容について説明する。議案第 81 号については、令和 2 年度税制改正に基づき、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、あと軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し、また、延滞金等の割合の引き下げ等について、町税条例について所要の一部改正を行う。議案第 82 号については、水道法の一部を改正する法律が施行され、指定給水装置工事事業者の指定有効期間が新たに年限を定められ、5 年ごとの更新制が導入されたことに伴う一部改正になっている。

補正予算である。議案第 83 号、84 号、85 号、86 号は令和 2 年度一般会計補正予算以下 4 会計の補正である。ここで、一般会計の主なものについて申し上げる。新型コロナウイルスの対策臨時交付金を使った事業として、主なものを申し上げる。先の全員協議会でお話をした農村地区の光ファイバー網の整備に関する負担金、これについては、今回、補正予算計上をさせていただく。金額で総額 6 億 6,300 万円程度ということになる。新たなものとして、インフルエンザの予防接種事業について予算計上をさせていただく。内容については、これまで高校生以下の予防接種の無料化、それと 65 歳以上については、インフルエンザ予防接種の費用の一部 1,500 円を町で助成するということが当初予算に措置をしている。今回、そのコロナウイルスの関連で対象者を 65 歳以上とするところは変わらないのであるけれども、一部助成から全額助成に助成制度を拡充するという考えである。それと、対象者数についても、これまでは主に全員分の人数分を確保していたわけではないのだけれども、今回、接種率を上げようということで 65 歳以上全員の方の接種費用分、それと高校生以下についても、これまでの平均の接種率で予算措置をしていたけれども、限りなく多くの方に接種をしていただくということで、対象者の数をほぼ全員の数を見て予算計上をさせていただきたいということの追加である。続いて、福祉医療施設等の従事者に対する慰労金を設けるべく補正予算を計上させていただきたいと思う。町内の医療機関及び福祉施設に勤務する方、大体 700 名程度いるけれども、その方に慰労金として 1 人 2 万円を支給すると。この金額、総額で 1,400 万円程度を見込んでいる。続いて、子育て世帯の支援事業として、コロナの影響で経済的に落ち込んでいるという部分もあって、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯への支援として、1 世帯当たり 3 万円、子ども 1 人につき 1 万円、対象世帯は 60 世帯で、子どもの数でいくと 100 人程度ということであるけれども、その部分に対する支給として 280 万円程度、それと、今年、国の定額給付金制度、1 人 10 万円の給付制度があったけれども、4 月 27 日までに生まれた方については、その対象となっていた。それで、4 月 28 日以降に生まれた乳幼児についても、今年度いっぱい生まれた方を対象に 10 万円を町として支給をすると。大体、対象者は 40 人程度かというふうに考えている。その経費を予算計上させていただく。それと、商工業者の対策として、

これまでも、清水町中小企業近代化資金利子補給事業ということで、2度の補正予算を計上させていただいて、当初1億円の貸出し上限を設けていたけれども、2度の補正でそれぞれ1億円ずつ足して、現段階で3億円の貸出しを行っている。枠を設けて利子補給と保証料の負担を行っているけれども、さらに資金を借りたいという要望があって、今回、1億円分の枠を設けて、それに伴う保証料、利子分を予算計上させていただきたい。今年度に入って4億円規模の貸出しになる。これに併せて、町の融資制度もあるのであるが、国、道の同じような融資制度もある。それで、国、道の融資制度を活用される事業者の方もいる。その制度を活用して、更に運転資金等を借入れしたいという方については、国・道の政策金融公庫からの利子補給等を受けた額を除く自己負担額を町で負担して、実質、借入者の負担をなくすということで拡充をしていきたいというふうに考えている。あと、地域振興券、コロナウイルス対策のプレミアム付き商品券である。例年11月に行っている年末に向けてのプレミアム付き商品券の事業であるけれども、今回、北海道の助成も受けて、プレミアム率を30%として総額1億円。プレミアム率30%であると額面でいくと1億3,000万になるけれども、そのプレミアム商品券を発行し、町内経済の振興に役立たせていきたいというふうに考えている。500円券を26枚、1万3,000円相当の券を1万円で購入できるという制度にしたい。そして、年末のこの券の使用できる商店であるけれども、例年、スーパー等も利用できる。それで、スーパー等に流れる部分をなるべく抑制したいということで、地元の商店街に行き渡るように、26枚の券、1万3,000円分の券のうち半分、6,500円はスーパー以外で使ってもらう券として発売をしたいということで今のところ考えている。それと同じく中小企業の緊急支援事業として、5月に補正を行って、売上げが前年と比べて大きく減っている中小企業に対して現金給付をしたところである。3月、4月の売上げが、前年と比べて20%以上減少している中小企業に対して支援金を行ったところであるけれども、3、4の比較で一旦終えたところであるけれども5月も落ち込んでいる。自分のところは、3月、4月では20%落ち込まなかったのだけれども、例えば、4月、5月で20%落ち込んでしまっているという、そういう事業者も数件あったということで、そういった部分を救うためにも少し算定期間を延ばして、4月から6月の3か月期間のうち連続する2か月で、対前年比20%以上落ち込んだところには支援をするということで、既に3月、4月の落ち込みと4月以降の落ち込みを比較して、落ち込み率が高いところには、その差額を支給する。また、新たに月数を広げたことによって対象となる事業所には、その部分、新たに支援金を支給するというふうに制度を拡充していきたいというふうに考えている。それと、長くなって申し訳ない。あとコロナ関係で、小規模事業者の感染症予防対策事業として、国におい

て、小規模の事業者に対して、新型コロナウイルス感染症対策の、例えば、つい立てを買うだとか、換気設備を強化するだとか、席を広げる、空間を広げるために改修するだとかという、そういう事業を行った場合に国の補助制度がある。細かく言うと、補助制度として国が3分の2を助成するといった制度があって、その制度の申請を行って国が3分の2助成するのだけれども、3分の1は自己負担になる。それで、その自己負担分を町がさらに支援をしようと。率でいくと残りの3分の1全部を町で支援しようと。実質事業者負担をなしというふうな支援制度を予定している。大体200万程度の補正予算額を予定している。以上が事業者向け、町民向けの支援策ということである。あと、町の公共施設の対策として、学校給食センターの衛生対策を更に強化するために、給食用コンテナ、今、コンテナを使って各学校に配送車で配送するわけなんだけれども、このコンテナの消毒設備を新たに導入したい。それと、厨房の床、若干ひび割れ等が発生していて衛生的にあまりよくないということで、そういった厨房の床の改修も合わせて800万程度の補正予算を計上させていただくということである。以上、コロナ対策の主な内容について説明をさせていただいた。

コロナ対策以外にも若干ある。少し説明をさせていただきたいと思う。清水赤十字病院で、10月に、訪問看護ステーションを新たに設置をしたいという申出があった。この設置に関しては、道から補助金がある。新設時については、運営費を含めて道から140万円の補助を受けることになる。町の会計を通して、町が設置者となるものであるから、道と同等の補助金を町としても負担をするというのが北海道の補助金の要件になっている。それで、北海道から140万が来るので、同額、清水町としても140万円を足して280万を新たな訪問看護ステーションの設置費用として日赤に補助をする。それと、農業関係の国からの補助事業である。ニンニクの播種、収穫、生産効率を上げるためにトラクター等の導入、そして、ニンニクの選別ライン。これはいずれも事業主体は農協になるけれども、選別ラインの導入等の機器の整備に対して、北海道を通じて3,000万程度の補助がある。町の会計を通してJAのほうに全額支給するという補正予算を計上させていただく。一般会計の補正予算の主なものは以上である。

続いて、議案第87号に行く。物品の取得である。これについては、小中学校の情報機器及び小学校の情報通信ネットワーク機器の取得である。条例で定める1,000万を超える契約となるので議決を求めるものである。

続いて、議案第88号である。過疎計画の変更である。これについては、先ほど補正予算とも関連するが、農村地区の光ファイバー整備事業に係って過疎計画に計上する必要があるので、事業の追加を提案させていただくものである。

続いて、議案 89 号、90 号、91 号、これについては、組合規約の変更である。構成団体の脱退に伴う関係規約の変更となる。

第 92 号である。固定資産の評価審査委員会の委員の選任である。現在、委員のうち坪坂委員が 9 月 28 日で任期満了を迎えることから、再任を提案させていただくものである。

最後に、行政報告である。例年行っている農作物の生育状況等について、調査終了後、調査が 9 月 3 日であるので、終了後に報告をさせていただきたいと思う。報告書の配付は、おそれいるが開会日の当日とさせていただきたいと思う。

今のところ以上である。今後において追加案件の提案等、必要が生じた都度、議長、副議長並びに委員長に相談をさせていただきながら進めていきたいと思う。以上、9 月定例会の主な議案の説明とさせていただく。どうぞよろしく願います。

委員長：次に、議会提出分について、事務局長から説明を受けたいと思う。事務局長。

事務局長（田本尚彦）：事務局のほうから、議会の提出分の議案について説明をする。

まず、委員会報告として、所管事務調査の報告について、総務産業、厚生文教、両方の常任委員会からの報告が予定されている。また、所管事務調査等の申出ということで、各常任委員会、議会運営委員会から予定をしている。

陳情、請願、意見書等については、現在のところ、意見書 3 件について予定をしている。資料の配付をさせていただいているけれども、1 つ目が、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書。全道林活議連連絡会からの要請並びに道議長会からの要請に基づくものである。そして、もう一つの資料のほうに 2 項目掲載してあるけれども、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。こちらは、全国町村議会議長会からの要請と、道議長会からの要請に対応するものである。また、3 点目には、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について。こちらは、北海道道路整備促進協会及び北海道治水砂防海岸事業促進同盟からの要請と道議長会からの要請である。この中で、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書については、意見書案の内容について、泊原発の周辺道路に関する記述等もあるので、その内容等についても協議をいただく状況になる。

提出議案については以上であるけれども、その他として、議会の期間の部分での状況だけでも、一般質問の初日に、清水高校生の傍聴、それから、清水町商工会女性部、議友会の 3 団体から傍聴したいという要望が寄せられている。また、2 日目については、町内会連絡協議会の傍聴の申出が来ている。こちらについては、一般質問の通告を受けて日程調整の部分も踏まえて確認をしていくことになろうかと思う。また、例年、閉会日に実施をしている議友会との懇親会については、コロナ

感染の状況を踏まえ、議友会としては中止の方向が出されているので、こちらについても協議をして確認をしていきたいというふうに考えている。以上、議会側のほうの予定についてお知らせをした。

委員長：予定議案についての説明を副町長及び局長からしていただいた。これらについて、何か確認したいことなどがあれば。中島委員。

中島委員：内容的なことについては提案されてからでもいいとは思っているのであるが、今、副町長からの説明の中に、インフルエンザ予防ワクチン、これは聞いていたらコロナに効果があるのかなと、そういうふうに聞こえた。インフルエンザの予防については、あくまでも、これはインフルエンザ用のことで考えていると思うので、コロナに効果あるような誤解を招くような言葉は控えるべきだろうと私は思っている。だから、多分、コロナも国からの補助金を使ってということだと思うのだが、その効果的なものを、今の話し方であったら、ちょっと誤解して解釈することもあり得るかなと。そこで、私は、どう説明していいかわからないが、インフルエンザは、あくまでもインフルエンザ、コロナという言葉を使うのは、私は、今の段階では好ましいことではないと思うので、誤解のないような提案説明をお願いしたい。その辺、余計なことかもしれないが、そういう解釈もできるかなというふうに聞こえた部分があったので、その辺についてお考えがあればお聞かせ願いたいと思う。

副町長：私の説明があまりよくなかったと思う。失礼した。国も、今年に限っては、インフルエンザとコロナウイルス感染症の症状の見分けがつきにくいということであって、国においても、これまで過去最大だったワクチンの量、昨年が5,800万人らしいのであるけれども、それを更に増やして、多くの方にと予防接種率を上げて、最終的には、コロナの流行の時期とインフルエンザの流行の時期と重なって、医療機関に皆さんが多く訪れて医療体制が逼迫するというのを防ぐために、できる限り多くの方に予防接種をしてもらうのと、その時期を早めたいという流れでインフルエンザの無料化だとか、ワクチンの増量だとかを考えている。委員が言われたように、直接的なコロナとの関連は、間接的にはあるけれどもない。

中島委員：これはインフルエンザとコロナとを絡めてしまうと、聞いている側が本当にごちゃごちゃになってしまうなど。北海道の場合は、特に、風邪がはやる、インフルがはやる可能性が高い。私も毎年、ワクチンは打っているけども、実際に聞いたら、やっぱり2月、3月が一番怖いのだと。だから、早め早めと言ったって、ずっと効いているわけではないから。有効期間というのが、大体あったはずだから。そうなってくると、早く打っても早く切れてしまうという解釈がある。だから、説明によってはコロナと絡めちゃうと、そうしたらコロナにも効き目あるのかという話になってしまうとちょっと問題があると。だから、その辺について町民に誤解がない

ような説明をしていただきたい。早く打てば早く効果が切れるのだから、早めというのも理由はない。大体2月、3月が一番怖いので12月ぐらいのほうがいいのではないかという話を私は聞いたことがあったので。だから、早ければいいというものではないし、それとコロナとは絡めない。聞いている側がコロナと絡めるような解釈をしないで済むような説明をお願いしたい。これは希望、要望だから、そういう考え方をしてもらいたい。私は、これをやるのが悪いとは言っていないが、皆コロナに対してすごく神経質になっているだろうと思うので、その辺にも配慮した説明をお願いしたい。あとのことについては、本会議場で質疑があればやればいいことで、説明段階で気をつけていただきたいという要望としておきたいと思うがいかがだろうか。

副町長：誤解の生じないように慎重な説明をしていきたいと思うので、よろしく願います。

委員長：ほかに何か確認しておくことはあるか。

(なしという声あり)

委員長：審議方法について確認をする前に、執行側から審議日程でこれとこれは早くしてほしいというものはあるかどうか、要望をお聞きしたいと思う。副町長。

副町長：要望である。一般会計の補正予算の中身の中で、先ほども中島委員からお話があったインフルエンザの予防接種、例年であると9月23日ぐらいに、各医療機関と予防接種の委託契約を締結して、10月15日ぐらいから町内において予防接種をいただいているということである。それで、昨日、新聞にも出たのだけれども、高齢者の接種については先行して時期的なものを昨年より早めて実施をして、医療機関の密集度というのだろうか、そういうものをできるだけ減らしていくということで、直接、インフルとコロナの影響というかダブる部分はないのだけれども、インフルにかかっても、コロナにかかっても重症化しやすい高齢者等については、先行して予防接種を進めるという国の方針が、今、出されて、明日、正式に有識者会議で、その結論が出る。そういうこともあって、例年よりは早く予防接種が始まるというふうに、私どもは今の段階で理解している。それで、10月1日前後に接種の始まる時期が来るということで、町内の医療機関とのワクチンの確保等を含めて委託契約の準備を進める中で、できれば早めのご審議をいただければありがたいというふうに考えている。これが一般会計の補正予算のお願いである。それと、議案の87号、物品の取得である。小中学校の情報機器の導入整備についても、早めに本契約を結んで工事に取りかかりたいということであるので、できる限り初日でご審議いただければと思う。それと、過疎計画の変更なのだけれども、これが一般会計の補正予算とセットになるかと思うので、もし一般会計の補正予算、先にお願いできるのであれば、セットで過疎計画の変更についてもお願いをしたいということである。

以上である。

委員長：今、執行側、副町長から説明があった。議案 83 号の要望があった。84、85、86 号は関連していて要望はないのか。

副町長：関連している。申し訳ない。

委員長：議案 83～88 号について、できるだけ早い審議を初日に要望している。前回、前々回からもお話ししたとおり、補正予算の部分については、定例会は一般質問を先にしたほうがいいのではないかということで要望した経緯もあるので、それらも含めて皆さんと、この審議方法については、いま一度検討したいと思うけども、皆さんからご意見はあるか。

心配する点は、それぞれ各議員から、おそらくコロナに関する部分の質問はあると思う。そうすると、この部分について、質問が、ある意味、制限されてしまう部分も出てくるのかなというのは実感としてあるのだけども、それらを踏まえて皆さんのご意見を伺いたいと思う。

高橋委員：実際、その理由として、インフルエンザの契約というのか、それが一番のネックということであるが、実際にいつ契約したいのか教えていただきたい。

副町長：昨年だと 9 月 23 日の契約なのである。ワクチンを確保してもらって、10 月 15 日の予防接種開始ということで、半月早めて 10 月 15 日を、例えば、10 月 1 日から打てるようにしたいということになれば、23 日から 15 日含めるので、10 日前後が医療機関との契約に着手したいというふうに考えている。

高橋委員：その契約から 2 週間ほど空けなければならないという理由というのは見えないのだけれども。

副町長：医療機関で最終的にワクチンをどの程度、日赤ほか、診療所もあるし、ほかの内科医院もある。それぞれで確保していただくワクチンの数を町として決めて、実際に、それぞれの医療機関で昨年より多く用意してほしいのだけれども、その部分、実際に取れるどうか。事前には確認はしており例年よりは多く取りたいという話はしているのだけれども、その確保できるかどうかの確認を含めて。あとはお金の流れの契約をするということで、例年とほぼ内容的には変わっていないのだけれども、ワクチンの確保数を早めをお願いをして、病院で確保してもらいたい。今年、取り合いになるという。国も多くワクチンは製造するのだけれども、どうしても予防接種を受けたいという方がいるので、早めに確保したいという部分が大きなところである。

高橋委員：そういう事情であれば仕方がないような気もするのだけれど、一般質問との兼ね合いを考えると、これもまた議員の話を聞かなければならない。とりあえず今の段階では執行側の希望は聞いておいて、次週ということでは間に合わないのか。

委員長：間に合わない。今日、結論出さなければならない。

口田委員：いろいろな絡みがあるかもしれないけど、これは緊急事態でワクチンの取り合いになることは、まず間違いないと思う。そうすると、一般質問もあるかもしれないが、どちらを優先するといったら、やはりワクチンを優先したほうがいいのではないかと私は思う。

委員長：ほかに意見はあるか。

中島委員：先ほども申し上げたけども、改めて本会議でまた質問するかもしれないけど、ワクチンの接種後の効果、これは今この場で説明いただけるか。インフルエンザのワクチン接種の効果、そして期限。1回打ったらどの程度効くのか、そういう調査はしているのか。そういうものを聞き取った上で方針を出されているのか。早くやると言ったら、すごく聞こえがいいのだけど、早く打つということは早く切れるのだから。期限があるはずだから、その辺をちゃんと聞き取って上げているのかどうかをお伺いしたい。

副町長：町内の医療機関とも話をしているのだけれども、その効果の持続期間というのだろうか、そこまでは話をしていない。ただ、これも新聞報道で恐縮なのだけれども、昨日の段階で政府は早めに予防接種を進める方向で、明日なのだけれども、厚生労働省の専門部会で有識者の意見を聞いて最終方針を決めるという内容になっている。国民、町民も含めて、今年に関しては本当に予防接種に関する意識は高く、多分、皆が集中して予防接種をされるのだろうというふうなことは想定できる。そうしたときに、医療機関で接種が始まったときに、なるべく余裕を持って始まりを早くすれば、それだけ混まないという状況もつくれるので、その辺、病院だから、そんな密になるようなことはしないとは思うのだが、そういう状況も踏まえながら、私も慎重に対応していきたいということで、できれば先行させていただきたいということである。

中島委員：今、あくまで想定であって、現場でどうなのかということ。私が今話したように、実際に効果がどこまであるかということに疑問を持っているのである。半年ももってくれるのなら、10月であったら3月いっぱいぐらい大丈夫なのか。だから、そういうものを確認した。国は全国に言うのだから早め早めと言うだろう。そのほうが聞こえがいいので。だけど、効果が早く終わってしまうのではないかということを行っているのである。だから、その辺を確認した上で早くやらなければ駄目だというのなら別である。国が言ったからではなく、うちの町としては、こういう対応をして町民の安全を少しでも健康を守ろうということで、だから早くしなければ駄目だということなら別なのであるけども。早くやれば早く切れるということを一応申し添えておく。そこまで現場の人たちと打合せをした上で出させていただきたいというこ

とである。だから、急がなければならないのかどうかという理由としては、早くってというのは聞こえはいいけど、早く切れるのであるということも承知しておいてもらいたい。

委員長：一旦ここで休憩させてもらう。

【休憩 10：52】

【再開 11：06】

委員長：再開する。

それぞれいろんな意見があると思うけども、コロナ対策、緊急性がどうしてもあるという判断を執行側がしているので、その部分、今、説明を受けた補正予算第 83、84、85、86 及び 87 号、88 号については、初日審議要望ということで初日に議案を提出してもらおうという形にしていきたいと思う。よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：ご理解をお願いします。

②審議方法等について確認

委員長：次に審議方法等について確認を行う。決算、その他の条例の一部改正、補正予算、一般議案は、今までと同様に本会議審議としていいか。

(はいという声あり)

委員長：よろしくをお願いします。

③会期日程の確認

委員長：先ほどの執行側からの要望を踏まえ、会期日程の現状でのおおよその日程について、今の要望を受けて事務局長から案の説明をお願いしたいと思う。

事務局長：只今の確認を踏まえて、日程についての案をご説明したいと思う。

会期の初日は9月8日の火曜日、午前10時より開会。当日は、議会運営委員会の委員長報告、行政報告1件、それから報告として報告第1号、健全化判断比率の報告について、第2号、資金不足比率の報告について。そして、令和2年度の一般会計以下4会計の補正予算並びに関連議案ということで、まず、議案第88号の清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてと、議案の83号から86号の補正予算。そして、その他の議案として、議案第87号の物品の取得について、清水町小中学校

情報機器及び清水町小学校情報通信ネットワーク機器の案件についての審議を予定したいと考える。それから、議会関係の議案等として、総務産業、厚生文教常任委員会からの所管事務調査の報告を予定している。

9月9日から13日については休会として、9月14日、15日の月曜、火曜の両日については一般質問。

それから、9月16日から17日については、令和元年度一般会計以下6会計の決算審議。認定の第1号から第6号の審議となる。

そして、9月18日から22日まで休会として、最終日、9月23日、条例の一部改正、議案第81号、町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第82号、清水町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。その他の議案として、議案第89号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第90号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第91号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。そして、人事案件として、議案第92号、清水町固定資産評価審査委員会委員の選任について。そして、3件の意見書の取扱いについて、確認が取れたら意見書についての議題と各委員会の所管事務等の調査の申出という案件を最終日に予定をしたいというふうに考えている。

各日程に沿って、また議員会の役員会、それから総務産業、厚生文教の常任委員会、全員協議会等を日程に沿って組み込んでいきたいというふうに考えている。以上である。

委員長：ここまでで何か質疑等はないか。

(なしという声あり)

委員長：では、局長の説明のとおり日程ということで進めさせていただくのでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：会期の日程については、事務局長が説明したとおりでいいかということで確認させていただいた。最終的には、一般質問の通告を受け、追加議案等を確認して、次回の委員会で最終決定をしたいと思う。会期は、9月8日から23日までの16日間を予定するというのでよろしいか。

(はいという声あり)

④陳情、請願、意見書等について

委員長：続いて、陳情、請願、意見書等について、こちらについて、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書の提出要請が来ている。これらについては、所管の常任委員会ということで総務産業常任委員会で協議していただき

たいと思うが、よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：よろしく願います。

併せて、続いて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出要請も来ている。こちらについても、所管の総務産業常任委員会でお願いたいと思うが、よろしいか。

奥秋委員：地方税財源の関係だから総務産業常任委員会の所管か。

委員長：そう、財源の関係である。新型コロナウイルスの関係であれば、厚生文教常任委員会の所管になるのだが、地方税財源の関係であるので、総務産業常任委員会の所管になる。所管の総務産業常任委員会でお願いたいと思うが、よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：そして、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出要請も来ている。

こちらについても、総務産業常任委員会では協議をしていただきたいと思うが、いいか。

(はいという声あり)

委員長：よろしく願います。

では、副町長、総務課職員には退席をしていただきたいと思う。

一旦、休憩する。

【休憩 11：13（執行側退席）】

【再開 11：14】

(2) 議会モニター会議の開催について

委員長：再開する。

議会モニター会議の開催について確認をさせていただきたいと思う。

本日 19 時より議場において開催をさせていただく。会場配置等については、お手元の資料を参照していただければと思う。進め方については、皆さんのお手元にある式次第の下、開催したいと思う。基本的な考え方というのは、いろんな意見をいただいているけれども、議会運営についてをまずはやらなければならないということで、モニターであるので、まずは、その部分で意見交換をいただきながら進めていきたいと思う。おおよそ 1 時間程度ぐらいかを目途に開催したいと思うので、よろしく願います。

モニターの会議については何かあるか。奥秋委員。

奥秋委員：モニターの方で提案されている方なんかも結構いるが、意見交換だけではなくて、この提言内容に対してのお答えはするような形で進めるのか。

委員長：町政に対する提言っていうのは、今回扱わないという形になる。

奥秋委員：扱わないのか。

委員長：そう。モニターの本来の役割でもあるけど、（町政に対する提言は）ちょっと違うという部分もあるものだから。まずは、議会について町民へより理解してもらうためには、今の議会制度がよく分からないとか、そういう部分を書いてある部分もあると思うけど、そういうところ、例えば、議会広報なども含めて、皆さん、率直にどういうふうに思っているかという部分もお聞きして意見交換をしていきたいというふうに思っている。ただ、モニターの中ではもう既に意見を大分用意されているという話も聞いており、それらをやっていくと結構な時間になっていくというふうな思いをしている。1人だけが質問するのではなくて、全体的に質問をしていただくというような形で、1人に固まることのないような運営を心がけていきたいというふうに思っている。私が司会進行をするので、困ったときには委員それぞれに答えを求めるときがあるが、一つそのときはよろしく願います。何せ経験年数が浅いものであるから、一つ先輩方によろしく願いたいと思う。

あと何かあるか。

奥秋委員：当日、出席されるモニターは何名であるか。

委員長：今のところ3名欠席の報告を受けている。

事務局長：内容について説明させてください。

委員長：事務局長より説明をお願いします。

事務局長：只今、議会モニター会議の部分で、大まかなところをご説明をしていただいている。次第のカラーで細かい字で進行内容を入れたものがある。ある程度、それぞれ役割分担をしていただいているということで、次第の進行分担のイメージで発言の概略的なものを載せさせていただいている。

冒頭の進行については、口田副委員長に進行の口火を切っていただいて、挨拶のところで桜井議長からご挨拶を頂く。そして、経過報告の部分からについては、鈴木委員長の進行により、まずは前回の会議、昨年11月に行った後のこれまでの動きについてのご説明をしていただいて、意見交換ということで。先ほど、ちょっとお話にもあったけども、意見交換をどういうふうに進めていくのかということで、小さい字で書いてあるのだけれども、今回の議会モニター会議については、議会の円滑かつ民主的な運営を推進する目的で議会モニターの皆さんにご意見を頂きたいということで、町政に対する提言等については議員活動の参考とさせていただいて、町政に対する要望、提言については、改めて町が開催する懇談会等の場を活用して

いただきたいということで、今日のモニター会議については、頂いた町政の提言については、基本的に置いておいてということの説明を冒頭にさせていただくように考えている。

議会モニターから頂いたご意見の印刷物の1枚目の裏表1ページ、2ページが議会日より、あるいは委員会・議会運営に対する意見等であるので、資料については、こちらのほうから、それぞれご意見等を頂くことと、それ以外に町民に分かりやすい議会の在り方、ヒントということで、どうすれば分かりやすい議会になるかというのをご意見伺いたいということで会議を回していただいて、意見交換の全体というふうにしていきたいというふうに考えている。

閉会については、副議長よりご挨拶を頂くということで、進行上の役割について、委員4名の方のお名前を載せさせていただいている。この議会モニター会議の最終的な記録、まとめというところも必要になってくるので、実際の全体的な細かいやり取りについては、事務局のほうで会議録等を取っていただくというふうに思うのだけれども、その要点だとかポイントという部分をピックアップをして、まとめという形で調整をいただきたいということで、中島委員、奥秋委員にその辺のお願いをできればというところで、この委員会全体で議会モニター会議の進行をしていけるのかなというふうに考えている。

一番最後のところに会議座席の資料があるのだけれども、これは席については10名が全員出席をした場合に議会モニターにどうやって座っていただくかということ想定して配置をしている。通常、議会で説明員、執行側が座る席に議会議員の方々に座っていただく予定をしている。議会運営のメンバーについては、ご覧のとおり事務局と合わせて8名、真ん中、2列のほうに座っていただいて、その他の議員の方々については、任意にそれぞれ席に座っていただくというふうに考えている。議会運営委員会のメンバーについては、それぞれ氏名表示を立てて、議会モニターにも席の場所を抽選で来た順に引いてもらって、議会モニター席にそれぞれついていただくと思う。今、既に3名の方の欠席の報告が来ているので、後ろの10番、11番の席と前の両端が、ちょっと視界に入りにくいと思うので、今、3名なので、1番の席も空けて、仮に、もうお一方欠席だといえれば4番の席、また増えたということになれば5とか8というふうに横幅の部分を狭めていって、前2列ぐらいに議会モニターに座っていただいてやり取りできるようにしていったほうが、視界も行き届いて運営しやすいのかというふうに考えている。以上、出席の予定状況と、あと役割についてのイメージを含めてご説明させていただいた。

委員長：今、局長から説明をいただいたが、御質問は、何か確認したいことはあるか。

(なしという声あり)

(3) 議員研修について

委員長：3番目、議員研修のほうに移る。

4月14日の議会運営委員会で確認した議員研修であるが、11月19日からの全国市町村国際文化研修所で開催の市町村議会議員特別セミナーへ、中河議員、山下議員、川上議員が出席予定だった。しかしながら、これまでの新型コロナウイルスの感染拡大の状況を受けて欠席というか、今回辞退をしたいという旨の申出があったのでご報告する。

口田委員：研修自体が中止になったというわけではないのか。

委員長：辞退である。中止にはなっていない。

口田委員：この3人は辞退したが、今後他の議員の中で行きたい方がいればどうなるのか。

委員長：道外への渡航が禁止されているわけではないので。これは、今の段階では辞退したということぐらいでとどめておいていただければと思う。報告事項である。どうしても行きたいという方がいれば、予算も組んでいるし、状況によっては行くことに関しては何ら問題はない。今の段階では、辞退の申出があったということでご報告する。

(4) その他

委員長：以上で今日の議会運営委員会での議題は全部が終わったけれども、ほか何か皆さんからあるか。

(なしという声あり)

委員長：事務局より何かあればよろしく願います。

事務局長：その他として、先日、清水高校で行った模擬議会に向けた学習の内容について、8月20日の十勝毎日新聞、本日の北海道で、取材された内容等についての記事掲載があったので、コピーを配らせていただいた。今朝ほど清水高校からお電話があって、新聞に取り上げられたことを受けて、ほかのマスコミ等に対しても情報提供、あるいは対応等について高校のほうで進めていいのだろうかというお話があったので、それについては進めていただいて結構であるというお話をしている。10月の模擬議会の本番には、場合によっては、北海道新聞、十勝毎日新聞のほかの新聞、メディア、あるいは映像のメディアも入るかもしれないけれども、こういった項目を広く伝えていただく部分についてはメリットが大きいのかというふうに思うので、そういった面について協力していきたいというふうに考えているところである。以

上、事務局側からの報告である。

委員長：次回開催予定は9月1日の午後2時から開催する、事務局から連絡が行くとでよろしくお願ひしたいと思う。

それでは、以上で、8月25日の議会運営委員会を終了したいと思う。

どうもありがとうございます。

【閉会 11：29】